

大気汚染防止法に係る水銀排出施設

番号	施設の種類 ※どれか1つに当てはまれば当該分類に含まれます	施設の規模 ※どれか1つに該当すれば対象となります	排出基準[$\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$]	
			新規	既存 ^{※8}
1	・バーナーの燃焼能力が重油換算で10万L/h未満の石炭混焼ボイラー	・伝熱面積が10 m^2 以上 ・バーナーの燃焼能力が重油換算で50L/h以上	8	10
2	・石炭を専焼するボイラー ・バーナーの燃焼能力が重油換算で10万L/h以上の石炭混焼ボイラー		10	15
3	・大気汚染防止法施行令別表第1(以下、「大防法令別表第1」)の3～5及び14の項に掲げる施設 ^{※1} のうち、一次精錬の用に供する施設であって、銅または金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀または粗金を原料とする溶解炉を除く)	【大防法令別表第1の3、4の項に該当する施設】 ・原料の処理能力が1t/h以上	15	30
4	・大防法令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設であって、鉛または亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛または蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く)	【大防法令別表第1の5の項に該当する施設】 ・火格子面積(火格子の水平投影面積)が1 m^2 以上 ・羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積)が0.5 m^2 以上 ・バーナーの燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	30	50
5	・大防法令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供するもの ・大防法令別表第1の24の項に掲げる溶解炉 ^{※2} のうち、鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない)の用に供するもの ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1(以下、「ダイ特法令別表第1」)の3の項に掲げる施設 ^{※3} (専ら粗銅、粗鉛または蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く)	【大防法令別表第1の14の項に該当する施設】 ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5 m^2 以上 ・羽口面断面積が0.2 m^2 以上 ・バーナーの燃焼能力が重油換算で20L/h以上 【大防法令別表第1の24の項に該当する施設】 ・バーナーの燃焼能力が重油換算で10L/h以上 ・変圧器の定格容量が40kVA以上 【ダイ特法令別表第1の3の項に該当する施設】 ・原料の処理能力が0.5t/h以上	100	400
6	・大防法令別表第1の3～5の項に掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀または粗金を原料とする溶解炉を除く)		30	50
7	・大防法令別表第1の9の項 ^{※4} に掲げる焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの	・火格子面積が1 m^2 以上 ・バーナーの燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	50	80 ^{※9}
8	・大防法令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」)第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る) ・廃掃法施行令第7条第3、5、8、10、11の2、12、13の2号に掲げる施設 ^{※5} のうち、右欄の規模を満たすもの (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃掃法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの、及び次項を除く)	・火格子面積が2 m^2 以上 ・焼却能力が200kg/h以上	30	50
9	・水銀回収を義務付けられた産業廃棄物 ^{※6} または水銀含有再生資源 ^{※7} を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)	・全部が該当(規模要件による裾切りはない)	50	100

【備考】「重油換算」

「重油換算量」とは、液体燃料は 10L、ガス燃料は 16m³、固体燃料は 16kg が重油 10L に相当します。(昭和 46 年 8 月 25 日 付け環大企第 5 号環境庁大気保全局長通知)

※ 1：ここで述べる「大防法令別表第 1 の 3～5 及び 14 の項に掲げる施設」を各々示します。

・大防法令別表第 1 の 3 の項： 金属の精錬の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉(14 の項に掲げるものを除く)
・大防法令別表第 1 の 4 の項： 金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉(14 の項に掲げるものを除く)
・大防法令別表第 1 の 5 の項： 金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 項に掲げるもの、「鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉」、「鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉」、「鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設」を除く)
・大防法令別表第 1 の 14 の項： 銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉

※ 2：ここで述べる「大防法令別表第 1 の 24 の項に掲げる施設」を示します。

・大防法令別表第 1 の 24 の項： 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉

※ 3：ここで述べる「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 の 3 の項に掲げる施設」を示します。

・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 の 3 の項： 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の改修に限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉

※ 4：ここで述べる「大防法令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設」を示します。水銀排出規制においては「セメントの製造の用に供する焼成炉」が該当します。

・大防法令別表第 1 の 9 の項： 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉

※ 5：ここで述べる「廃掃法施行令第 7 条第 3、5、8、10、11 の 2、12、13 の 2 号に掲げる施設」を示します。

・廃掃法令別表第 7 条第 3 号： 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの ・ 1 日当たりの処理能力が 5m ³ を超えるもの ・ 処理能力が 200kg/h 以上のもの ・ 火格子面積が 2m ² 以上のもの
・廃掃法令別表第 7 条第 5 号： 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く) ・ 1 日当たりの処理能力が 1m ³ を超えるもの ・ 処理能力が 200kg/h 以上のもの ・ 火格子面積が 2m ² 以上のもの
・廃掃法令別表第 7 条第 8 号： 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの。 ・ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ・ 火格子面積が 2m ² 以上のもの
・廃掃法令別表第 7 条第 10 号： 水銀またはその化合物を含む汚泥の焙焼施設
・廃掃法令別表第 7 条第 11 の 2 号： 廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の熔融施設
・廃掃法令別表第 7 条第 12 号： 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物またはポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
・廃掃法令別表第 7 条第 13 の 2 号： 産業廃棄物の焼却施設(第 3、5、8、12 号に掲げるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの ・ 処理能力が 200kg/h 以上のもの ・ 火格子面積が 2m ² 以上のもの

※ 6：廃掃法令第 6 条第 1 項第 2 号ホ(2)または第 6 条の 5 第 2 号チの規定によります。

※ 7：水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 2 項の規定によります。

※ 8：施行日(平成 30 年[2018 年]4 月 1 日)において現に設置されている施設(設置工事が着手済みのものも含む)を言います。ただし、既存施設であっても施設規模が 5 割以上増加する構造変更をした場合には新規施設の排出基準が適用されます。

※ 9：原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05mg/kg 以上であるものについては 140μg/m³_N となります。

大気汚染防止法に係る要排出抑制施設

- | |
|--|
| ・ 製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む)
・ 製鋼の用に供する電気炉 |
|--|

・ 大防法に基づく届出の必要はありませんが、下記のことを行わなければなりません。

- 自主管理基準の設定
- 水銀濃度の測定、その結果の記録・保存(測定法・測定頻度に関する規定はない)
- 自主管理基準の達成状況や水銀大気排出抑制措置の実施状況の評価・公表
- その他、水銀大気排出抑制のために必要な措置を執る